

公立大学法人岐阜県立看護大学定款

目次

第一章 総則（第一条 第七条）

第二章 役員等

第一節 役員及び職員（第八条 第十三条）

第二節 理事会（第十四条 第十七条）

第三章 審議機関

第一節 経営審議会（第十八条 第二十一条）

第二節 教育研究審議会（第二十二条 第二十五条）

第四章 業務の範囲及び執行（第二十六条・第二十七条）

第五章 資本金、出資及び資産（第二十八条・第二十九条）

第六章 委任（第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、看護専門職としての責任を持ち創造的に看護を実践する人材を育成し、もって地域社会における人々の健康な生活の確保、福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第二条 この公立大学法人は、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第三条 法人は、第一条の目的を達成するため、岐阜県立看護大学（以下「大学」という。）を羽島市に設置する。

（設立団体）

第四条 法人の設立団体は、岐阜県とする。

（事務所の所在地）

第五条 法人は、事務所を羽島市に置く。

（法人の種別）

第六条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第七条 法人の公告は、岐阜県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により岐阜県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第二章 役員等

第一節 役員及び職員

(役員)

第八条 法人に、次の役員を置く。

- 一 理事長 一人
- 二 理事 四人以内
- 三 監事 二人以内

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、法人の業務を監査する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岐阜県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第十条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

- 2 理事長は、大学の学長となるものとする。
- 3 第一項の申出は、理事長を選考するため法人に設置する機関(以下「理事長選考会議」という。)の選考に基づき行う。
- 4 理事長選考会議は、次に掲げる委員各三人をもって構成する。
 - 一 第十八条第二項第二号及び第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営審議会において選出された者
 - 二 第二十二條第二項第二号から第五号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 5 委員には、法人の役員(役員への最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった役員を除く。次条第二項、第十八条第二項第三号及び第二十二條第二項第五号において同じ。)又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

- 6 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 8 第四項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命等)

第十一条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者(以下「学外理事」という。)が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

第十二条 学長となる理事長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、六年を超えない範囲内において理事長が定める。
- 3 監事の任期は、二年とする。
- 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第十三条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第二節 理事会

(設置及び構成)

第十四条 法人に理事会を置き、理事長及び理事(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(招集)

第十五条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、理事の三分の一以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第十六条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第十七条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見(法第七十八条第三項に規定する意見をいう。以下同じ。)及び年度計画(法第二十七条第一項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)

に関する事項

二 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 職員の人事の方針に関する事項

七 前各号に定めるもののほか、理事会が定める重要事項

第三章 審議機関

第一節 経営審議会

(設置及び構成)

第十八条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成し、委員の数は法人の規程で定める。

一 理事長

二 理事長が指名する理事(学外理事を除く。)又は職員

三 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第三号の委員の数は、委員の総数の二分の一以上とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、役員である委員の任期は当該役員の任期とし、職員である委員の任期は当該職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第十九条 経営審議会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事長を除く委員の三分の一以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第二十条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第二十一条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 二 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- 三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 職員の人事の方針に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- 六 組織及び運営の状況についての自己点検及び評価に関する事項
- 七 前各号に定めるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第二節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第二十二条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成し、委員の数は法人の規程で定める。
 - 一 学長
 - 二 学長が指名する理事（学外理事を除く。）
 - 三 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
 - 四 学長が指名する職員
 - 五 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長が指名する者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、役員である委員の任期は当該役員の任期とし、職員である委員の任期は当該職にある期間とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第二十三条 教育研究審議会は、学長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 学長は、学長を除く委員の三分の一以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第二十四条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第二十五条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 二 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 四 教員の人事の方針に関する事項(定数その他の法人の経営に関するものを除く。)
- 五 学生の教育及び指導の方針に関する事項
- 六 教育及び研究の状況についての自己点検及び評価に関する事項
- 七 県内看護職者の資質向上に関する事項
- 八 前各号に定めるもののほか、大学の教育研究に関する重要事項

第四章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第二十六条 法人は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 看護学の高等教育機関として大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 県内の看護の実践又は教育にかかわる人材の育成を行うこと。
- 四 看護学の生涯学習の中核的機関として、多様な学習の機会を提供すること。
- 五 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 六 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第二十七条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第二十二条第一項に規定する業務方法書に定めるところによる。

第五章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第二十八条 法人の資本金は、法第六十七条第一項の規定により岐阜県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第六十七条第一項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第二十九条 法第九十二条第二項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は岐阜県に帰属する。

第六章 委任

(規程への委任)

第三十条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 法人の成立後最初の理事長の任命については、第十条第一項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行う。
- 3 大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、第十二条第一項の規定にかかわらず、四年とする。

別表（第二十八条関係）

一 土地

所在地	地目	地積（平方メートル）
羽島市江吉良町字神宮三〇四七番一	学校用地	七七、三〇四
羽島市福寿町千代田一丁目一三番	宅地	一、三二五・〇〇（うち、敷地権の割合五〇〇―二五分の八八八五）

二 建物

種類	所在地	構造	延べ床面積（平方メートル）
校舎	羽島市江吉良町字神宮三〇四七番地一	鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板葺六階建	一二、五四五・六〇
講堂	羽島市江吉良町字神宮三〇四七番地一	鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板葺三階建	一、〇五六・九五
体育館	羽島市江吉良町字神宮三〇四七番地一	鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板葺平家建	一、四二七・三八
車庫	羽島市江吉良町字神宮三〇四七番地一	鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺平家建	六九・五六
便所	羽島市江吉良町字神宮三〇四七番地一	木造合金メッキ鋼板葺平家建	七〇・八七
作業場	羽島市江吉良町字神宮三〇四七番地一	鉄骨造スレートぶき平家建	四〇・三九
居宅	羽島市福寿町千代田一丁目一三番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根一五階建（八階部分）	八六・一一
共同住宅（A棟）	羽島市竹鼻町蜂尻字村西四九三番地一	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺三階建	一、三〇六・七一
A棟物置	羽島市竹鼻町蜂尻字村西四九三番地一	木造合金メッキ鋼板葺平家建	四九・六八

共同住宅 (B 棟)	羽島市竹鼻町蜂尻字村西四 九三番地一	鉄筋コンクリート造合 金メッキ鋼板葺三階建	一、三〇六・七一
B 棟物置	羽島市竹鼻町蜂尻字村西四 九三番地一	木造合金メッキ鋼板葺 平家建	四九・六八